

## 一宮市障害者自立支援協議会設置運営要綱（改正案）

### （設置）

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第17項第1号及び第2号並びに第77条第1項第1号に規定する福祉・保健・医療・教育・労働などの各分野におけるサービスや機能を総合的に調整・推進し、障害のある人が地域で安心して生活することができるように支援することにより、障害者の自立と社会参加を促進しつつ権利擁護の推進を図るため、一宮市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 協議会の事務は、次に掲げるものとする。

- （1）処遇困難ケースなどについての具体的な処遇方針の策定や関係機関へのサービス提供の要請を行う。
- （2）一宮市障害者基本計画及び一宮市障害福祉計画の進捗状況の確認を行う。
- （3）サービス提供後の評価と新たなサービスメニューや施策を検討し、関係機関に対して要望・提言などを行う。
- （4）その他、目的達成のために必要な業務を行う。

### （組織）

第3条 協議会は、本会、個別支援会議、運営会議、相談支援連絡会及び部会で構成する。

2 本会の委員（以下「委員」という。）は、学識経験者、関係団体の代表者及び関係機関の代表者のうちから市長が委嘱する。

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を防げないものとする。また、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長）

第5条 本会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

### （会議）

第6条 本会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(個別支援会議)

第7条 協議会は、困難事例などへの対応のあり方について協議・調整するため、個別支援会議を置く。

2 個別支援会議には、当事者、関係者、関係専門家、相談支援事業者等の参加を求めることとする。

(運営会議)

第8条 協議会は、個別支援会議及び部会の検討内容と結果の集積・分析・研究を行うため、運営会議を置く。

2 運営会議は、関係団体若しくは関係機関の職員の中から会長が指名する者で構成する。

(相談支援連絡会)

第9条 協議会は、相談支援事業における情報の共有、困難事例の協議及び相談支援事業の質の向上を図るため、相談支援連絡会を置く。

2 相談支援連絡会は、相談支援事業を実施する機関の職員の中から会長が指名する者で構成する。

(部会)

第10条 協議会は、実務的な事項について調査・検討させるために、部会を置くことができる。

2 部会は、関係団体若しくは関係機関の職員の中から会長が指名する者（以下「部会員」という。）で構成する。

3 部会は、会長が招集する。

4 部会に部会長を置き、部会長は、部会員の互選によりこれを選任する。

5 部会長は、部会の結果をまとめ、会長に報告する。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、福祉こども部福祉課に置く。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って決定する。

付 則

1 この要綱は、平成20年3月7日から施行する。

- 2 第4条に規定にかかわらず、平成20年3月に委嘱する本会の委員の任期については、平成22年3月31日までとする。
- 3 第6条の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて開催する本会は、市長が招集し、当該本会において会長が選任されるまでの間は、市長又は市の職員が議長を務める。

付 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

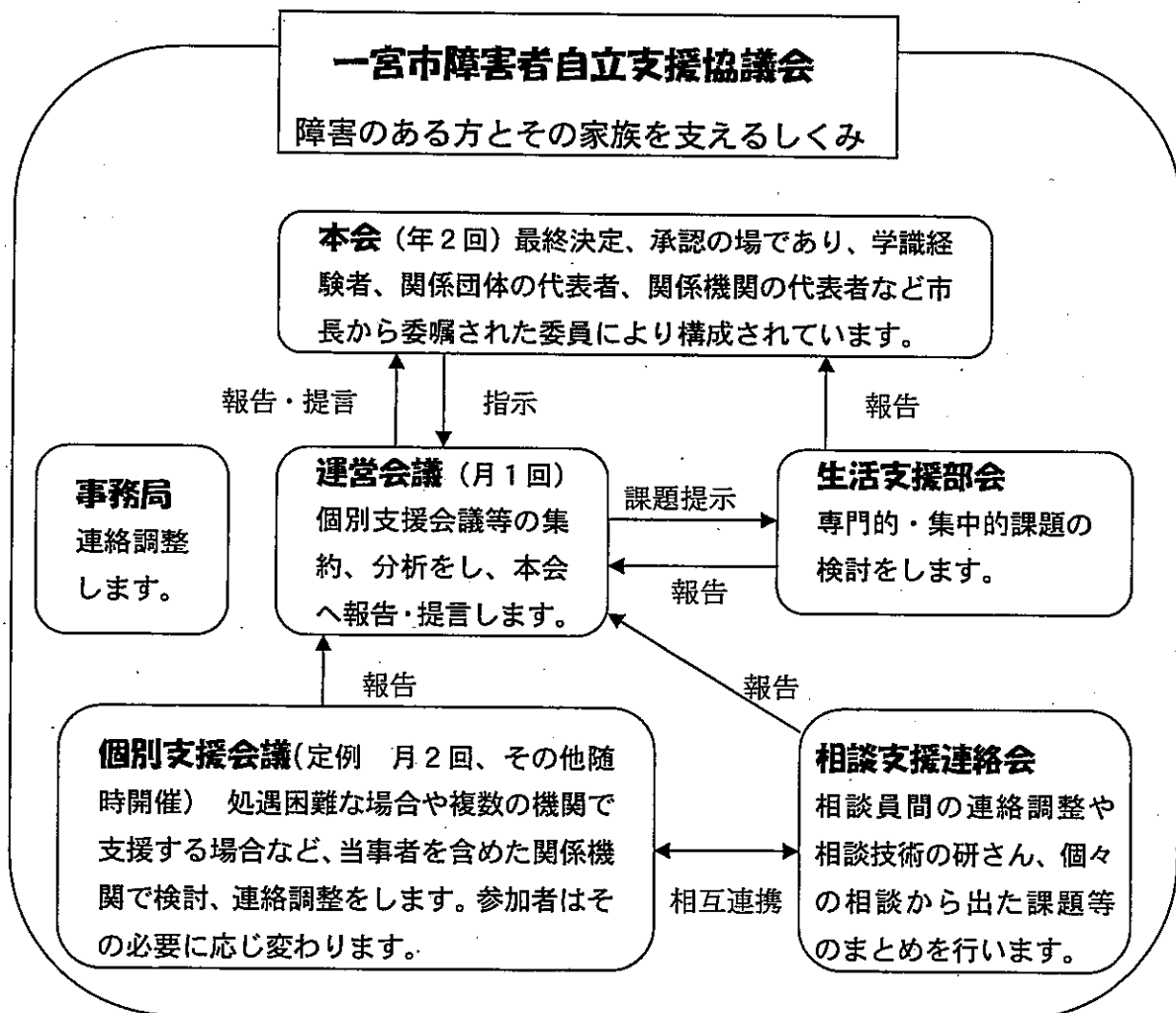
- 1 この要綱は、平成22年 月 日から施行する。

# 一宮市障害者自立支援協議会 (平成22年7月現在)

「一宮市障害者自立支援協議会」は障害のある方が、地域で安心して生活できるようにするため、福祉・保健・医療・教育・労働などの各分野におけるサービスや機能を総合的に調整、推進する場です。

## ＜一宮市障害者自立支援協議会で行うこと＞

- 1 処遇困難ケースなどについての具体的な処遇方針の策定や関係機関へのサービス提供の要請を行います
- 2 一宮市障害者基本計画及び一宮市障害福祉計画の進捗状況の確認を行います
- 3 サービス提供後の評価と新たなサービスメニューや施策を検討し、関係機関に対して要望提言などを行います



＜事務局＞ 一宮市役所福祉課 福祉グループ

電話 28-9134

FAX 73-9124